AIG

法人会のビジネスガード Business Guard Series

法人会 会員の皆さまへ

国内物流総合運送保険

スペシャルパッケージ

AIG損保

国内物流総合運送保険

2021.11版	2021年12月1日以降保険始期契約用

国内物流総合運送保険は
製造業・卸売業・小売業・建設業に携わる皆さまの
国内流通を1つの保険でトータルにお守りします!

基本となる補償

商品などの貨物の補償
費用に関する補償もあります。

オプション特約

- 地震危険担保特別約款
- 貨紙幣類・有価証券担保特別約款
- 損害賠償請求権放棄特別約款

opt

CONTENTS

はじめに 1
基本となる補償 3
オプション特約 9
ご契約にあたって 13

3つの特長

1 物流リスクの補償をパッケージで提供します。

原材料の仕入から商品の販売まで、
さまざまな物流リスクに備えることができます。
輸送中・保管中・加工中・納入作業中・店舗販売中、それぞれ別々に保険を手配する必要はありません。

2 あらかじめ特定できない保管場所の補償も可能です。

充実した補償内容で、場所を特定することなく1事故につき1,000万円から5,000万円の補償をご用意します。
特に手厚い補償が必要な場合は、保管場所等を特定して最高8億円まで補償することができます。

3 オプションをセットすることにより補償範囲を拡大できます。

地震・噴火、これらによる津波またはこれらに関連のある火災などの事故
および業務にかかわる現金・小切手・手形なども補償することができます。

基本となる補償

対象となる事故と貨物

■対象となる事故

火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州から、すべての偶然な事故によって生じた損害※1まで、保険の対象となる貨物について保険期間内の事故によって生じた損害に対して補償します。

※1 火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損(注)犠牲損害に対して保険金をお支払いする条件を「特定危険担保」条件といいます。
また、すべての偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いする条件を「オール・リスク担保」条件といいます。
ただし、保険の対象(貨物)や、「保管中」、「加工中」、「納入作業中」および「店舗販売中」によっては、補償範囲の限られるものがあります。※2

(注) 共同海損とは、船舶、貨物および運賃が共同の危険に遭遇した時、この共同の危険を免れるために船長の判断で、船舶または貨物の一部を犠牲に供し(共同海損犠牲損害)、あるいは費用を支出して応急処置をとった場合の損害および費用(共同海損費用)を、これによって利益を受けた船舶、貨物の所有者および運賃の取得者が、それらの額に応じて分担する制度のことをいいます。

※2 建設業の場合は「納入作業中」、「店舗販売中」、および建設工事現場での「保管中」、「加工中」の事故は保険の対象外です。

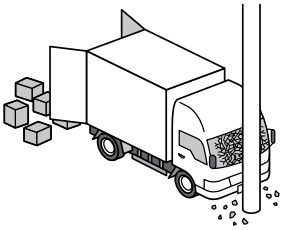

輸送中の事故で貨物を破損

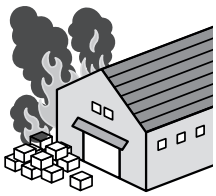

倉庫火災で貨物が焼失

輸送中の貨物が盗難

工場の火災による
貨物の焼失

■対象となる貨物

貴社が日本国内に所有または管理する商品(製品、半製品、仕掛品、部品、原材料)※3が貨物として保険の対象となります。

また、貴社が第三者から受託している貨物についても対象となります。

ただし、この保険の対象とならない貨物(対象外貨物)および補償条件が制限される貨物(条件制限貨物)がありますので、ご注意ください。

※3 建設業の場合は、建設工事の対象物を構成する材料を保険の対象として追加します。

⚠ この保険の対象とならない貨物(対象外貨物)は次のとおりです。

- 不動産
- 什器・備品、社有車、レンタル用品等(リース・デモ品等貸し出し中商品を含みます。)販売目的でない所有品※4
- 海上輸送中の貨物(主として陸上を運送される貨物を除きます。)
- 輸出の目的をもって輸出本船、航空機に積込まれた以降の貨物
- 輸入本船もしくは輸入航空機より荷卸しを開始以前の貨物
- 自動車(原動機を有する車両すべて、農耕用作業車を含みます。)
- 屋外設置の自動販売機内収容商品
- 宝石・貴金属類、美術品・骨董品類、金・銀・白金の地金
- 貨紙幣類・有価証券・新株券
- 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これに類するもの
- テープ、カード、ディスク、ドラムその他これに付随するコンピュータ用の媒体に記録されたプログラムおよびデータ

※4 建設業の場合は、建設工事に付随する仮工事の対象物を保険の対象外貨物として追加します。(仮工事とは、支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工などをいいます。)

補償条件が制限される貨物（条件制限貨物）は次のとおりです。

■条件制限貨物

条件制限貨物	補償条件
植木・苗・生花等の植物	特定危険担保、盗難担保、梱包1個毎の不着担保
青果物、生鮮食料品および 冷凍・冷蔵・保冷・保温等 温度管理される貨物	オール・リスク担保 ただし、温度変化による損害については、次に掲げた事由によって生じた損害のみ担保 (ア) 冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理のために使用されている機械・装置の破損・故障（保険証券上時間の記載がある場合には、その時間以上継続した場合に限ります。） (イ) 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理する収容設備またはコンテナ（(ア)の機械・装置を除きます。）の破損・故障 (ウ) 火災、爆発、または輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州
ばら積み貨物（液状、粉状、泥状、気状、結晶状、塊状等の形状で、個数によらず重量または容積により取引が行われる貨物であり、梱包せず輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物）	特定危険担保、車両1台毎の盗難担保 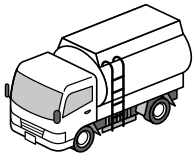
生動物（活魚を含みます。） 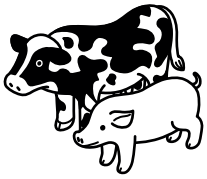	特定危険担保により支払われる事故による1頭毎の死亡のみ担保
野積み中（屋根のない場所または軒下に置かれた状態をいいます。）または被覆（ひふく）の完全でない輸送用具に積まれている間の貨物	特定危険担保

基本となる補償

補償される貨物の損害

次の貨物の損害について保険金をお支払いします。

■輸送中・不特定保管場所、または輸送中のみ

- 日本国内における輸送中、保管中、加工中、納入作業中、店舗販売中に発生した事故により、貴社の所有または管理する貨物（保険の対象）に生じた損害を補償します。
- 自社工場・自社倉庫だけでなく、加工委託先における保管中、加工中も補償の対象となります。
- 1事故支払限度額※：1,000万円から5,000万円までで1,000万円きざみで設定できます。
- 輸送中に発生した事故により生じた損害のみ補償する条件に設定することも可能です。
  ただし、保管中、加工中、納入作業中、店舗販売中の事故は保険の対象外となります。

■受託貨物

- 貴社が第三者から受託している貨物に生じた損害を補償します。
- 1事故支払限度額※：時価額を限度に、1,000万円まで補償します。ただし、輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内でのお支払いとなります。

※同一の危険事由により複数の事故が発生した場合、これら全体を1事故とみなします。

特定保管場所設定なし

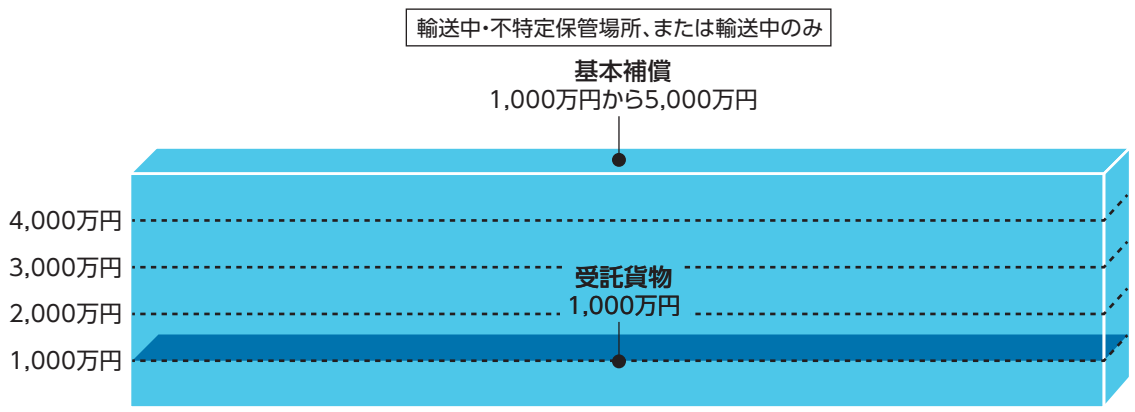

※受託貨物は1,000万円を限度に輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内でのお支払いとなります。

⚠ 工場や倉庫等で保険金をお支払いできない主な場合

- 「保管中」、「加工中」、「納入作業中」および「店舗販売中」に生じた以下の損害
  - 棚卸しの際に発見された数量の不足
  - 紛失、その他原因不明の数量の不足
  - 貨物の保管場所の所有者・貸人・借人の経済的破綻
- 「店舗販売中」に生じた万引きによる数量の不足
- 「加工作業段階」に生じた通常の加工工程で発生する不良品

さらに手厚い補償が必要な皆さまへ!

■特定保管場所

- 手厚い補償が必要な保管場所については、別途、特定保管場所（工場、店舗を含みます。）として設定することが可能です。
- 在庫額が不特定保管場所の支払限度額を超える場所については、必要な支払限度額の設定が可能です。
- 設定する場所の支払限度額合計は、前年度売上高の15%または8億円のいずれか低い額となります。
  （複数箇所設定の場合は、それらの総額となります。）
- 特定保管場所は、基本補償の不特定保管場所とは別建の補償となり基本補償の上乗せではありません。
- 特定保管場所を設定する場合は、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

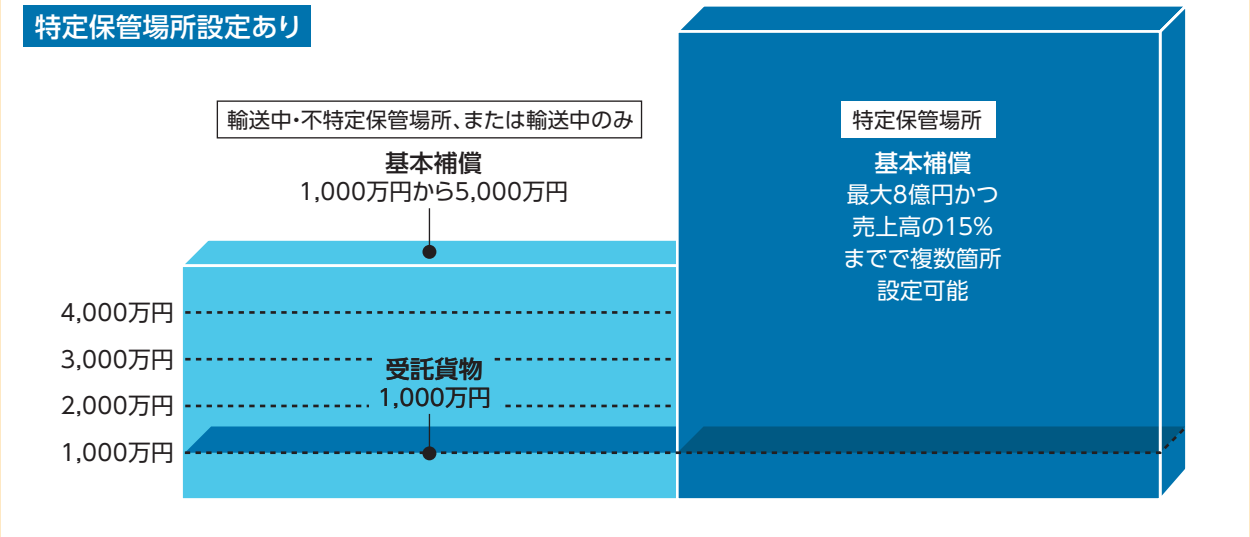

基本となる補償

補償される貨物の費用の損害

次の費用についても保険金をお支払いします。
ただし、輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内でのお支払いとなります。

■残存物取片付け・廃棄費用

基本補償で補償される損害が発生した場合に、損害の発生した貨物の残存物取片付けや廃棄に必要な費用を保険金として、貨物の損害保険金の10%または200万円のいずれか低い金額を限度に実費をお支払いします。

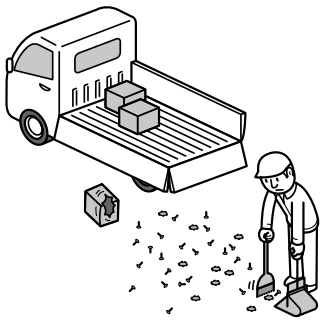

■臨時費用

基本補償で補償される損害が発生した場合に、臨時に生じる費用を保険金として、貨物の損害保険金の10%または200万円のいずれか低い金額を限度にお支払いします。

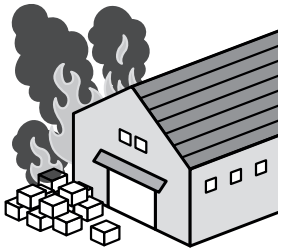

■検査費用

基本補償で補償される損害が発生した場合に、貨物の損害の有無を確認するために必要となった費用を保険金として、100万円を限度に実費をお支払いします。

■損害防止費用

基本補償で補償される事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用を保険金として、実費をお支払いします。

■継搬費用

基本補償で補償される事故が発生した場合に、貨物を保険証券記載の仕向地に輸送するために要した費用を保険金として、実費をお支払いします。ただし、原運送契約によって運送人が負担すべき費用または被保険者が任意に支出した費用を除きます。

■救助料

基本補償で補償される事故が発生した場合に、救助契約に基づかないで貨物を救助した者に支払った報酬を保険金として、実費をお支払いします。

■共同海損分担金

共同海損が発生した場合に、共同海損精算書に基づき被保険者（保険の補償を受けられる方をいいます。）が負担する分担額を保険金としてお支払いします。

オプション特約

地震・噴火、これらによる津波などによって生じた貨物の

地震危険担保特別約款

地震・噴火またはこれらによる津波により、基本補償で対象となる貨物が損害を受けた場合、基本補償に従って、この特別約款の支払限度額を上限として実際の損害額をお支払いする特別約款です。

■支払限度額

保険期間を通じて、以下の支払限度額が限度となります。

- 輸送中・不特定保管場所合算：300万円から1,000万円で設定できます。
- 特定保管場所※
  基本補償で設定した特定保管場所：基本補償と同額の設定となります。
  基本補償で設定していない特定保管場所：2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円のいずれかで設定できます。
  （ただし、5箇所までに限ります。）

※特定保管場所の支払限度額の合計は前年度売上高の15%または8億円のいずれか低い額となります。
（複数箇所設定の場合は、それらの総額となります。）

（注）基本契約で輸送中のみの補償を選択した場合は、地震危険担保特別約款のセットはできません。

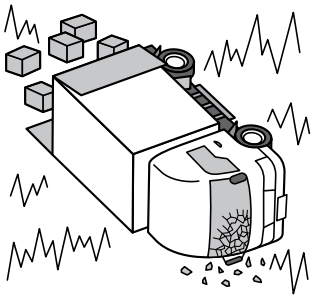

地震による横転で貨物を破損

地震による津波で倉庫の貨物が流出

地震による火災で倉庫の貨物が焼失

⚠ ご注意!

条件制限貨物は、条件制限貨物の補償の範囲内でのお支払いとなります。（補償の範囲は4ページをご参照ください。）

※たとえば、貨物が植木の場合、地震を原因とする火災による損害は基本補償の特定危険担保により補償されますが、地震により生じた破損は補償されません。

損害

opt

■基本補償の支払限度額との関係

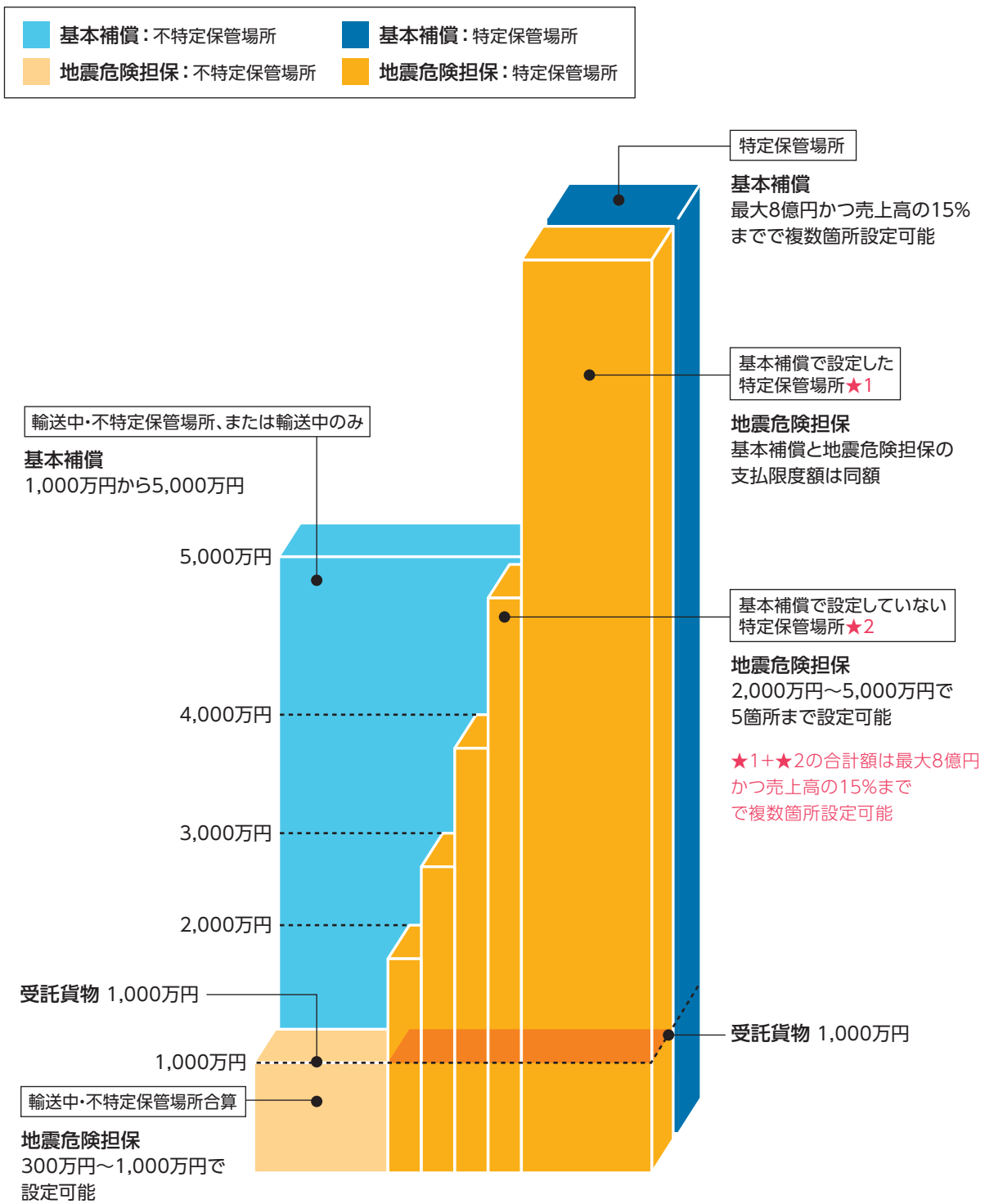

※受託貨物は1,000万円を限度に輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内でのお支払いとなります。

オプション特約

業務にかかわるその他の貨物の損害など

貨紙幣類・有価証券担保特別約款

基本補償で対象とならない、貴社の業務にかかわる貨紙幣類・有価証券について、日本国内における輸送中および貴社の店舗・事務所等における保管中に生じた損害を包括的に補償する特別約款です。

■この特別約款で対象となる貨物

貨紙幣類：貨紙幣、小切手、トラベラーズチェック、郵便切手、収入印紙、
商品券、図書券、クーポン券、プリペイドカード　など
有価証券：株券、手形、国債証券、公・社債券　など

■輸送用具は以下の方法に限ります。

携行便・護送便・書留郵便（簡易書留を含みます。）
鉄道貴重品扱・航空機貴重品扱・自動車貴重品扱※

※貴重品扱とは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて運送を委託する輸送方法をいいます。

■1事故支払限度額

貨紙幣類：1,000万円から5,000万円で設定できます。
貨紙幣類・有価証券合算：1,000万円から5,000万円で設定できます。

*ただし、貨紙幣類の1事故支払限度額を下回ることはできません。

■免責金額（自己負担額）

0円、30万円または100万円で設定できます。

■保険金をお支払いする主な場合

盗難、火災、爆発、風水災、輸送用具の衝突など偶然な事故により生じた損害に対して、保険金をお支払いします。費用保険金（公示催告・除権決定・株券喪失登録の申請に要した費用、損害防止費用・救助料、拾得者に対する報労金、再作成・再発行費用）もあわせてお支払いします。

⚠ この特別約款の対象とならない貨物

- 新株券
- 金・銀・白金の地金
- 家計用の貨紙幣類・有価証券
- 被保険者以外の法人または個人より輸送または保管を伴う業務を受託したもの
- 被保険者が交通費・旅費等の経費として使用する目的で、役員・使用人に引き渡した以降の現金・乗車券・定期券等
- 使用有効期限が設定されているものでこれを経過した後のもの
- 電子マネー、キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード　など

opt

⚠ 貨紙幣類・有価証券担保特別約款の保険金をお支払いできない主な場合

- 債権の回収不能、不渡り、もしくはその他の信用危険または市場価値の下落による損害
- 「取引相手」の詐欺による損害
- 偽造・変造・模造もしくは贋造（がんぞう）による損害
- 身代金の支払いによる損害
- 恐喝による損害
- 保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステム（オンライン端末機を含みます。）の操作による損害（通信回線を利用した間接的な操作を含みます。）
- 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、事務的・会計的間違いによる損害
- 保管中に生じた外部からの侵入形跡が明らかでない盗難・紛失・その他原因不明の数量不足による損害
- 「携行」中の置忘れ、紛失による損害（拾得者に支払う報労金を除きます。）
- 屋外に設置された自動販売機内に収容されている間の損害
- 通常かつ合理的な輸送過程に該当しないと判断される間に生じた損害（たとえば、遊興の場等へ立ち寄りしている間に発生した損害はお支払いの対象となりません。）

など

上記『貨紙幣類・有価証券担保特別約款の保険金をお支払いできない主な場合』に掲げる損害に加え、ご契約にあたって、ご注意いただくことのP.14『保険金をお支払いできない主な場合』(1)もご覧ください。

損害賠償請求権放棄特別約款

運送業者等に輸送・運送取扱・保管・加工・展示・解体・据付等を委託した貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いした場合に、弊社が運送業者等に損害賠償請求をする権利を放棄することを約定する特別約款です。ただし、基本契約で対象となる保険金に限ります。

ご契約にあたって

ご注意いただくこと

契約者、被保険者について

製造業、卸売業、小売業、建設業の企業を対象とします。

輸送用具について

自動車便・鉄道便・航空便（貴重品扱を含みます。）、郵便（書留郵便を含みます。）、その他の輸送用具

保険価額と保険金額

貨物の保険価額※1は次のとおりとし、保険金額は保険価額と同額とします。

- 被保険者の仕入価格※2
- 仕入れ後、加工中、加工後の貨物については被保険者が負担すべき加工賃その他諸掛りを上乗せした額
- 販売先へ輸送中の貨物については、その仕切状（注）面価額または販売価格
- 中古貨物の場合は時価（貨物の発送の地および時における価額）

※1 貨紙幣類・有価証券担保特別約款適用の場合には、同特別約款のとおりとなります。
※2 ご契約の際、別途取り決めがある場合を除きます。

（注）仕切状
荷送人が荷受人に発行する勘定書・納品書・請求書など、この保険で対象となる貨物の明細（商品名・数量・金額など）が記載されたものをいいます。

保険期間（保険のご契約期間）について

この保険の保険期間は1年間です。保険期間が1年を超える長期契約や1年未満の短期契約のご契約はできません。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。

重要事項説明書をご確認ください。

このパンフレットは契約の概要を記載したものです。
ご契約にあたっては、重要事項説明書をご確認ください。

保険料算出に必要な事項をご確認ください。

1. 被保険者の業務の内容（お引受できない業種があります。）
2. 直近の年間売上高※3（この売上高を確認できる決算書類〔損益計算書など〕をご提出いただきます。）
3. 保険の対象となる商品の内容（この保険の対象とならない場合や、補償が制限される場合があります。）
4. 特定保管場所の設定のご希望
5. 追加されたいオプション（特約）のご希望
6. 保険料払込方法のご希望

※3 建設業の場合は、直近の年間売上高から外注費を控除した額とします。

ご契約と同時に全額を払い込む一時払と12回に分けて払い込む分割払があります。
詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

(1)次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

①保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害
②貨物の自然の消耗や性質・欠陥による損害(自然発火、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発等)
③荷造りの不完全による損害
④輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
⑤運送の遅延による損害、間接損害(慰謝料・違約金等)
⑥戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫、公権力による処分による損害
⑦ストライキ、集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
⑧地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害(地震危険担保特別約款をセットした場合を除きます。)
⑨地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害(地震危険担保特別約款をセットした場合を除きます。)
⑩原子核反応等による損害
⑪「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ危険免責特別約款以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
⑫化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁兵器による損害
⑬直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害

(2)「保管中」、「加工中」、「納入作業中」および「店舗販売中」については以下のお支払いできない場合が追加されます。

①棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
②紛失、その他原因不明の数量の不足による損害
③貨物の保管場所の所有者・貸人・借人の経済的破綻によって生じた損害(ただし経済的破綻が生じていなかったとしても生じたであろう損害は補償します。)
④「店舗販売中」に生じた万引きによる数量の不足による損害

(3)「加工作業段階」については以下のお支払いできない場合が追加されます。
ただし、②から⑥の事由により火災または爆発が生じた場合における、その火災または爆発により生じた損害を除きます。

①通常の加工工程で発生する不良品損害
②各種機械または設備の破損、故障、停止または変調による損害
③加工工程の欠陥、加工作業をほどこす保険の対象の設計上または瑕疵(かし)に起因する損害
④各種機械または設備の誤った作業設定および誤った操作による損害(ただし、加工作業中、構内移動中における保険の対象の落下、他物との衝突・接触による破損・まがり損・へこみ損害については補償します。)
⑤各種機械または設備を用いない作業員の誤った加工作業による損害(ただし、加工作業中、構内移動中における保険の対象の落下、他物との衝突・接触による破損・まがり損・へこみ損害については補償します。)
⑥電力の停止または異常な供給による損害

(4)「納入作業段階」については以下のお支払いできない場合が追加されます。
ただし、①から⑤の事由により火災または爆発が生じた場合における、その火災または爆発により生じた損害を除きます。

①据付作業、検収作業上の拙劣および瑕疵(かし)による損害
②電気的事故および機械的事故による損害
③電力の停止または異常な供給による損害
④偶然外来の危険によらない保険の対象の破損、故障、停止または変調による損害
⑤保険の対象の設計上または瑕疵(かし)による損害 など

(5)建設業でのご契約については以下のお支払いできない場合が追加されます。

「納入作業中」、「店舗販売中」、および建設工事現場での「保管中」、「加工中」に生じた損害

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

6A1-242(B-210424)21-11 20K(DNP)